

建設委員会情報連絡

令和4年8月22日

情報連絡件名	頁
(1) 京成本線荒川橋梁架替事業の工事説明会について	2
(2) 足立区都市計画審議会の開催結果について	6
(3) 区立島糺屋公園で発生した損害賠償請求事件について	7
(4) 「あだち自然体験デー」開催の中止について	11
(5) 都営住宅の建替え等事業について	12

【参考】

《交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、交通網・都市基盤整備調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) つくばエクスプレスと日暮里・舎人ライナーの輸送実績について
- (2) 花畑周辺地域におけるバスの試験運行について
- (3) 多様な交通手段の導入に向けた取組状況について
- (4) 東京女子医科大学附属足立医療センター利用者交通手段調査について
- (5) はるかぜ車両購入補助予定台数の変更について
- (6) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について
- (7) メトロセブンの整備促進に向けた取組み状況について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和4年8月22日

件名	京成本線荒川橋梁架替事業の工事説明会について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課
内容	<p>京成電鉄株式会社から「京成本線荒川橋梁架替事業」の工事説明会について情報提供があったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 工事説明会</p> <p>(1) 足立区側 (予定)</p> <p>ア 会場 千寿桜堤中学校 (足立区柳原2-49-1)</p> <p>イ 日時 令和4年8月27日 (土曜日)</p> <p style="padding-left: 2em;">① 午後3時～午後5時 (開場 午後2時30分)</p> <p style="padding-left: 2em;">② 午後7時～午後9時 (開場 午後6時30分)</p> <p>(2) 周知方法</p> <p>ア あだち広報 (8月10日号に掲載)</p> <p>イ 区ホームページ掲載</p> <p>ウ 「工事説明会のお知らせ」(別紙1参照 P3～P4)をポスティング</p> <p>エ 配布範囲 千住曙町、千住関屋町、千住東一丁目、千住東二丁目、柳原一丁目</p> <p>(3) 葛飾区側 (予定)</p> <p>ア 会場 旧小谷野小学校 (葛飾区堀切4-60-1)</p> <p>イ 日時 令和4年8月26日 (金曜日)</p> <p style="padding-left: 2em;">① 午後2時～午後4時 (開場 午後1時30分)</p> <p style="padding-left: 2em;">② 午後6時～午後8時 (開場 午後5時30分)</p> <p>2 工事説明会の概要</p> <p>(1) 発注者 京成電鉄株式会社</p> <p>(2) 工事期間 令和4年度 (工事説明会后)～令和19年度</p> <p>(3) 工事説明会の内容 「一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁架替工事 工事説明会について」(別紙2 P5)のとおり。</p>
問題点 今後の方針	新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、説明会の実施等について京成電鉄株式会社と協議していく。

工事説明会のお知らせ

別紙 1

●一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う 京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁架替工事

国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所
京成電鉄株式会社

皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、足立区において一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う京成本線荒川橋梁の工事に着手いたします。工事内容等を皆様に説明するため、下記により工事説明会を開催しますのでお知らせいたします。

工事にあたり、周辺にお住まいの皆様には、この先ご不便をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

対象工事の位置図



説明会の日程および会場

日にち	時間	会場
令和4年8月27日(土)	午後3時00分～5時00分 (開場:午後2時30分)	足立区立千寿桜堤中学校 体育館 (足立区柳原2-49-1)
	午後7時00分～9時00分 (開場:午後6時30分)	

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、説明会を中止又は延期することがございます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、会場の混雑状況によっては入場を制限することがございます。

※会場には水飲み器等の設備はございませんので、熱中症対策のため適宜水筒等をご持参ください。

※両時間とも説明内容は同じですので、ご都合の良い時間にご出席ください。

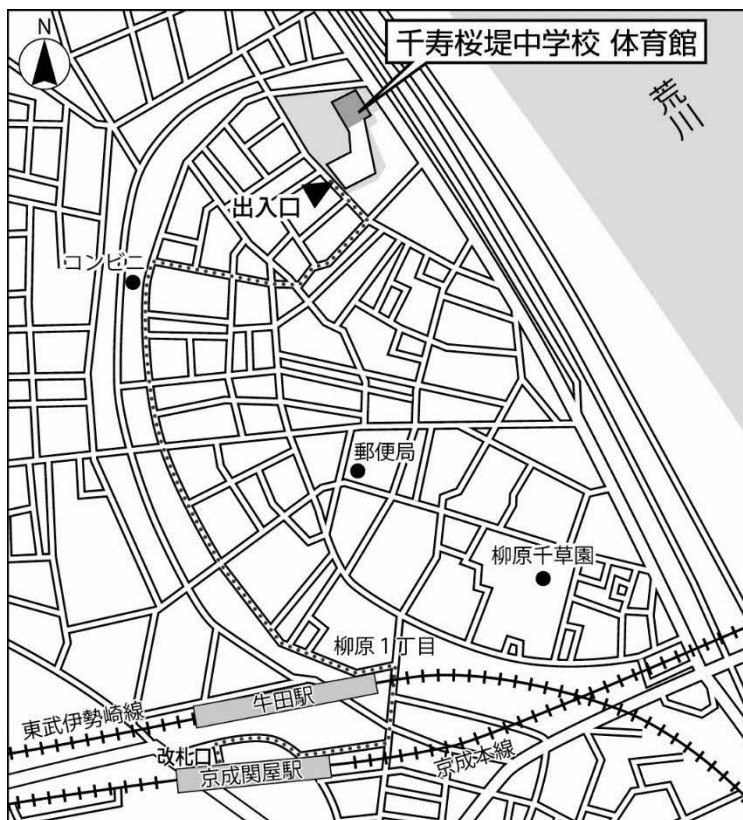
※説明会場への案内図は裏面に記載してあります。

※説明会場には駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮ください。

※会場では、アルコール消毒や換気など、感染症対策を徹底して実施いたします。

説明会会場の案内図

【令和4年8月27日(土)】 足立区立千寿桜堤中学校 体育館



京成本線 京成関屋駅より 徒歩9分／東武伊勢崎線 牛田駅より 徒歩9分

説明会会場にご来場いただく皆様をお願いする感染防止対策



マスクの着用を
お願いいたします



咳エチケットにご協力
をお願いいたします



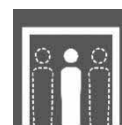
手指の消毒にご協力
をお願いいたします



会場内での会話は
お控えください



会場内では他の方と
間隔をお取りください



最少人数でのご来場
をお願いいたします

【以下にあてはまる場合は来場をお控えください】

- ①当日及び利用前11日間に下記の症状がある場合
平熱を超える発熱／せき、のどの痛みなどの風邪の症状／嗅覚、味覚の異常／だるさ、息苦しさ／疲れやすい等
- ②当日及び来場前8日間に、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との接触がある場合
- ③来場までの過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合(※入国後3日以降に検査を受け陰性の結果が出ている場合を除く)

お問い合わせは下記をお願いいたします

【事業に関すること】

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 特構推進室 TEL 03-3902-2314

【説明会と工事に関すること】

京成電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 建設課 四ツ木工事事務所 TEL 03-5654-7051

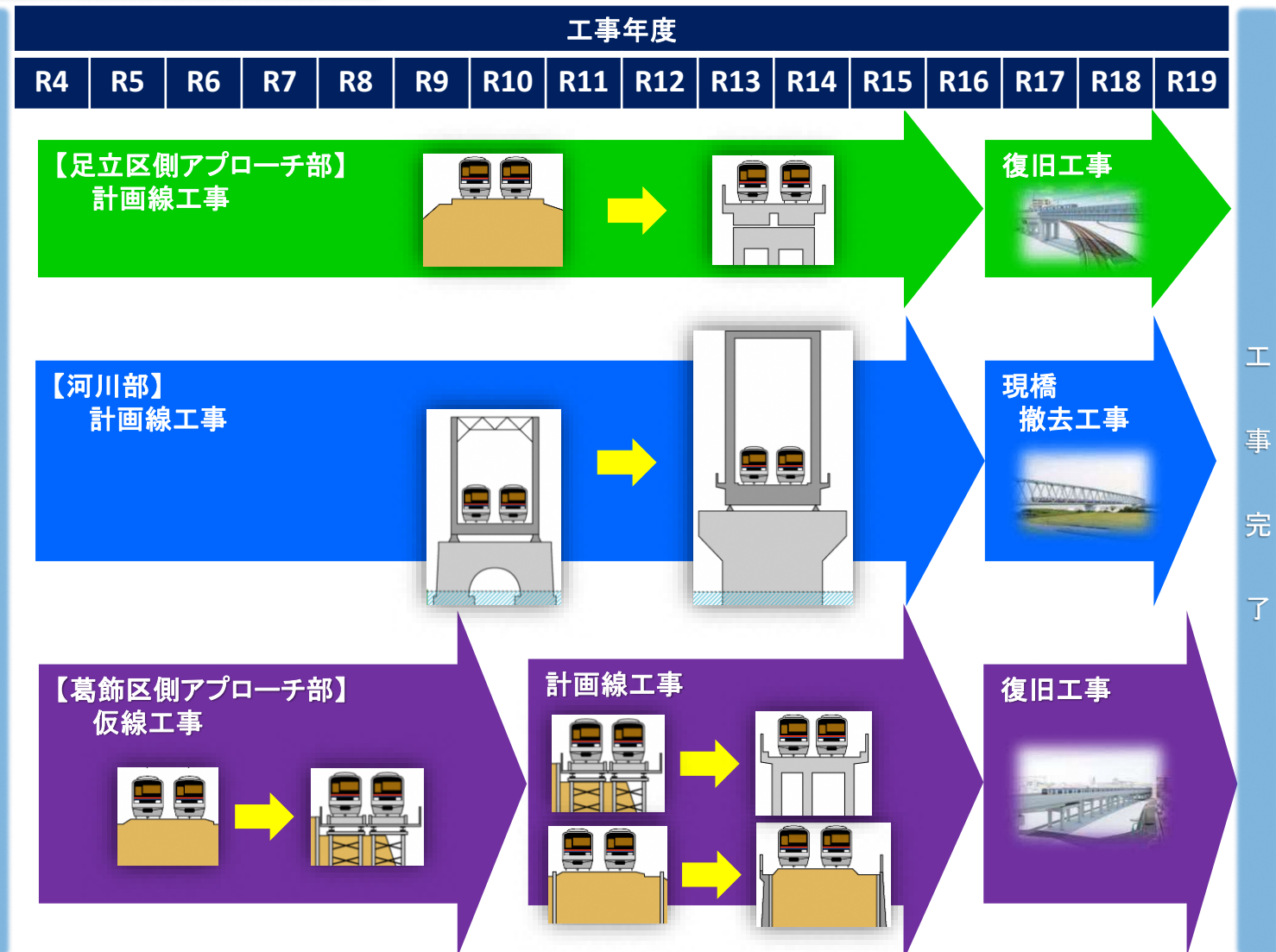
説明内容

1. 工事概要について	① 工事の進め方(足立区側アプローチ部、河川部、葛飾区側アプローチ部)
	② 工事の工程(工程表)
	③ 工事の内容(仮囲い、仮設工事、計画線工事、撤去工事)
	④ 騒音・振動への対策(仮囲いによる防音、防音シート、低騒音型建設機械等)
	⑤ 工事車両の走行(走行ルート、安全対策、走行車両の紹介、環境保全策等)
	⑥ 作業日・作業時間(主な作業時間帯の提示、夜間工事等)
	⑦ 家屋調査(家屋調査の流れ)
	⑧ 工区について(工区位置、担当施工会社、問い合わせ先、配慮事項)

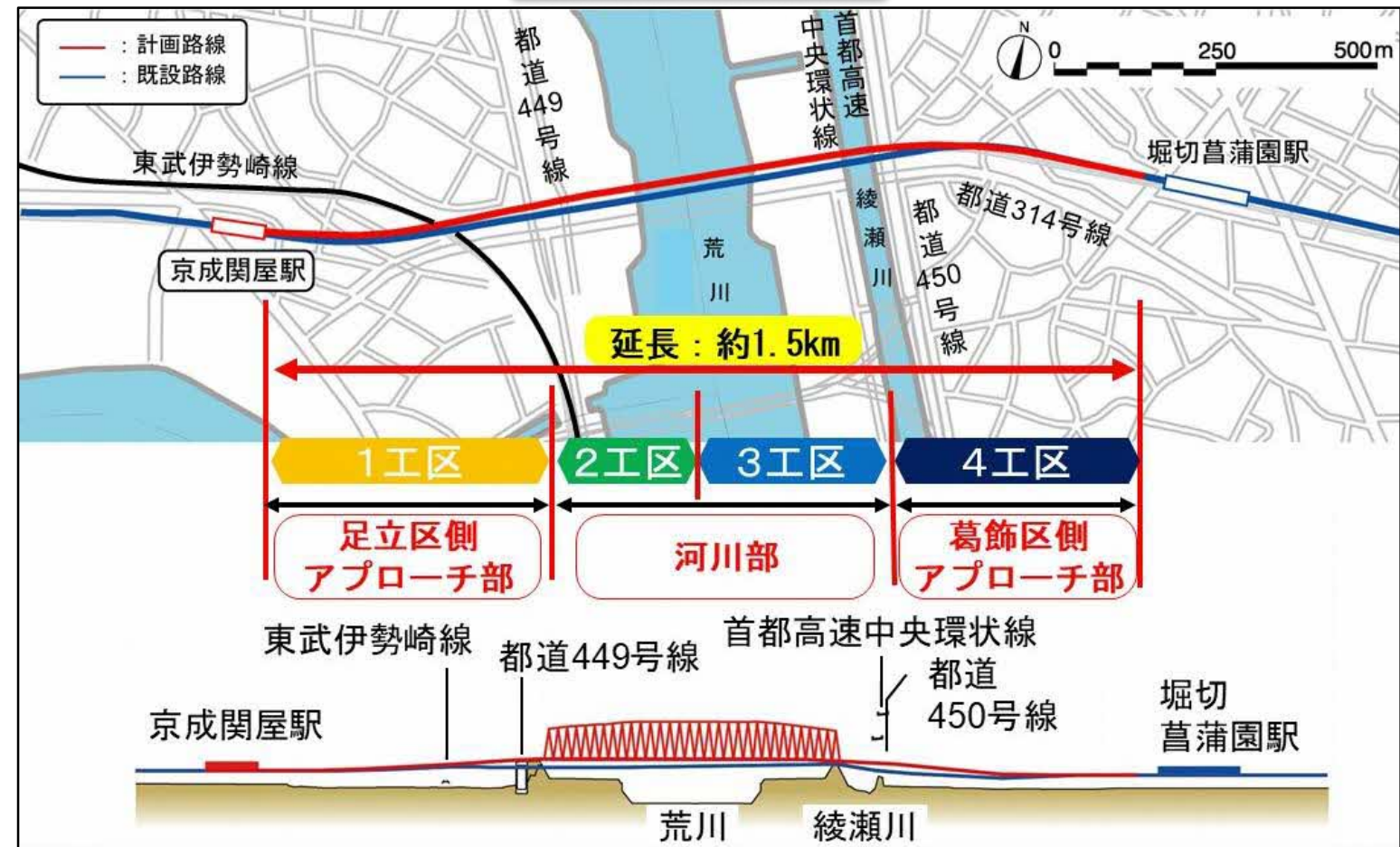
事業の概要

洪水を安全に流下させるための堤防のかさ上げに支障となる、京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁の架替工事を行うため、京成関屋駅～堀切菖蒲園駅を改良する計画です。

工期及び工事内容



事業の概要図



工区別 施工会社一覧

1工区 大林・東急・鉄建 建設共同企業体	2工区 奥村・安藤・間 建設共同企業体	3工区 大成・京成 建設共同企業体	4工区 清水・京成・銭高 建設共同企業体
----------------------------	---------------------------	-------------------------	----------------------------

作業日・作業時間

月曜日～土曜日(祭日含む)
【昼間】午前 8:00～午後 6:00
【夜間】午後 10:00～午前 6:00
※作業日は事前に施工会社からご連絡いたします。

安全対策等

【騒音・振動対策】
仮囲いによる防音や低騒音型の建設機械等を使用します。
【安全対策】
交通誘導員等を配置します。

家屋調査について

工事現場近傍のお住まいを対象に、家屋事前調査を実施いたします。対象の方には別途案内通知を送付させていただきます。

問い合わせ先等

【事業に関すること】

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 特構推進室 TEL 03-3902-2314

【説明会と鉄道工事に関すること】

京成電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 建設課 四ツ木工事事務所 TEL 03-5654-7051

建設委員会情報連絡

令和4年8月22日

件名	足立区都市計画審議会の開催結果について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>第74回足立区都市計画審議会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 日時・場所・出席委員数 日 時 令和4年7月21日（木） 午後2時～午後3時 場 所 区役所中央館8階 特別会議室 出席委員数 委員定数18名中13名出席</p> <p>※ 都市計画法に基づく審議会であり、議決が必要なため、新型コロナウイルス感染症防止対策を施した上、Web併用で開催した。</p> <p>2 議案 (1) 辰沼一丁目地区関連 ア 東京都市計画 一団地の住宅施設の変更 (中川第二団地の住宅施設の廃止) (足立区決定) イ 東京都市計画地区計画 辰沼一丁目地区地区計画の決定 (足立区決定) (2) 東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更 (東京都からの意見照会)</p> <p>3 報告事項 (1) 長期優良住宅法の改正に伴う地区計画の一括変更について (2) 生産緑地地区関連について (3) 用途地域等の一括変更について (4) 神明南地区地区計画の変更について (5) 平野・東六月町地区地区計画の変更について</p> <p>4 審議結果 上記議案を付議した結果、足立区都市計画審議会において異議のないものと決定された。</p> <p>5 都市計画決定・告示 令和4年8月5日（金）</p>
問題点 今後の方針	<p>次回の都市計画審議会は、令和4年10月20日（木）に開催を予定している。</p>

建設委員会情報連絡

令和4年8月22日

件名	^{しまこうじや} 区立島糍屋公園で発生した損害賠償請求事件について																		
所管部課名	道路公園整備室西部道路公園維持課																		
内容	<p>平成19年に区立島糍屋公園（足立区鹿浜二丁目22番）内の少年野球場で発生した事故の損害賠償請求事件（令和3年6月16日提訴）の現在までの状況及び今後の方針について情報提供する。</p> <p>1 事故概要</p> <p>相手側の主張によると平成19年9月16日、被害者（当時34歳）が親戚の子供とサッカーをして遊んでいた際、グラウンドの金属製側溝蓋が逆さま（別紙参照 P9～10）になっており、それを被害者が踏み、突起物が運動靴を貫通し左足土踏まず部分に裂傷を負った。</p> <p>傷病名 左足関節骨髄炎（当初 左足底部皮膚裂傷）</p> <p>被害者が運動靴を廃棄しているため区では、事故の有無を確認できていない。</p> <p>2 訴訟経緯</p> <table border="1" data-bbox="440 1055 1433 1615"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3. 6. 16</td> <td>原告より裁判所に訴訟提起</td> </tr> <tr> <td>R3. 8. 2</td> <td>第1回口頭弁論期日（被告答弁書提出）</td> </tr> <tr> <td>R3. 9. 6</td> <td>弁論準備期日（原告第1準備書面提出）</td> </tr> <tr> <td>R3. 11. 9</td> <td>弁論準備期日（被告準備書面(1)提出）</td> </tr> <tr> <td>R4. 1. 14</td> <td>弁論準備期日（原告第2準備書面提出）</td> </tr> <tr> <td>R4. 3. 24</td> <td>弁論準備期日（原告第3準備書面提出、被告準備書面(2)提出）</td> </tr> <tr> <td>R4. 5. 30</td> <td>弁論準備期日（被告準備書面(3)(4)(5)提出）</td> </tr> <tr> <td>R4. 7. 20</td> <td>弁論準備期日（原告第4準備書面、請求の拡張申立書（請求額の増額）等提出）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の審議予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回期日 令和4年 9月 8日（木）午後3時30分 <p>4 今後の方針案</p> <p>原告・被告双方提出の準備書面の確認が終了し、裁判所より和解の可能性について意見を求められた場合は、和解の協議に応じ、具体的な和解内容の提示があれば、内容を精査していく。</p> <p>参考（令和3年8月閉会中の建設委員会で情報提供済み）</p> <p>1 訴状内容（原告の主張）</p>	年月日	内 容	R3. 6. 16	原告より裁判所に訴訟提起	R3. 8. 2	第1回口頭弁論期日（被告答弁書提出）	R3. 9. 6	弁論準備期日（原告第1準備書面提出）	R3. 11. 9	弁論準備期日（被告準備書面(1)提出）	R4. 1. 14	弁論準備期日（原告第2準備書面提出）	R4. 3. 24	弁論準備期日（原告第3準備書面提出、被告準備書面(2)提出）	R4. 5. 30	弁論準備期日（被告準備書面(3)(4)(5)提出）	R4. 7. 20	弁論準備期日（原告第4準備書面、請求の拡張申立書（請求額の増額）等提出）
年月日	内 容																		
R3. 6. 16	原告より裁判所に訴訟提起																		
R3. 8. 2	第1回口頭弁論期日（被告答弁書提出）																		
R3. 9. 6	弁論準備期日（原告第1準備書面提出）																		
R3. 11. 9	弁論準備期日（被告準備書面(1)提出）																		
R4. 1. 14	弁論準備期日（原告第2準備書面提出）																		
R4. 3. 24	弁論準備期日（原告第3準備書面提出、被告準備書面(2)提出）																		
R4. 5. 30	弁論準備期日（被告準備書面(3)(4)(5)提出）																		
R4. 7. 20	弁論準備期日（原告第4準備書面、請求の拡張申立書（請求額の増額）等提出）																		

当該柵蓋は足立区が公園内に設置・管理する公の営造物（国家賠償法第2条第1項）に該当し、原告は足立区の管理瑕疵によりけがをしたのであるから、国家賠償法第2条第1項に基づき原告に生じた損害を賠償する責を負う（過失割合10：0）。

2 経過概要

事故当初は2～3週間の裂傷と思われたが、骨髄炎を発症し、約10年間の通院の後、平成29年に手術を実施した。

その後も通院・加療を続けるが完治に至らず、平成30年6月20日症状固定の診断を受ける。

相手側から令和2年4月13日後遺障害診断書等補償算定に関する書類の提示があり損害賠償金の算出作業に入る。

これまで治療費等として3回、1,101,357円支払い済み。

- 3 損害賠償請求金額** 約9,400万円
 内訳 損害賠償額 約5,500万円
 遅延損害金 約3,900万円（年5%で事故から支払までの期間、14年）

4 主な争点

(1) 当該柵蓋の設置又は管理の瑕疵の有無

	相手側	区
柵蓋の設置状況	逆さまに設置されていた。	逆さまに設置したことはなく、適切に設置している。
柵蓋の管理状況	当該柵蓋は、公園利用者が怪我をしないように管理しなければならないが、逆さまに設置されており管理に瑕疵があった。	事故当時(9月半ば)は台風シーズンであり、詰まり等がないか目視で、正常であることを確かめている。何者かが当該柵蓋をひっくり返したと考えられる。

※ 柵蓋は通常、柵内に溜まった泥や落葉等を取り除く作業のため、動かすことができる構造になっている。

(2) 後遺障害等級の認定及びその賠償金額

	相手側	区
後遺障害等級	併合9級	12級
賠償金額	約9,400万円	1,705万円 (保険会社試算額)

問題点
今後の方針

総務課法務係及び顧問弁護士と相談しながら、訴訟を進める。

島糞屋公園 少年野球場 排水柵蓋

通常の状態



ここに蓋で塞ぎました



島靴屋公園 少年野球場 排水樹蓋

原告は事故当時、蓋が逆さまになった状態で樹に設置してあったと主張。



ここを踏んで怪我をした。

高さ 約4cm



建設委員会情報連絡

令和4年8月22日

件名	「あだち自然体験デー」開催の中止について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課 環境部環境政策課
内容	<p>例年、9月下旬頃開催していた「あだち自然体験デー」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の開催を中止とするので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 中止理由</p> <p>(1) 「足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」に基づき、大規模イベント実施の際に必要な以下の措置が困難であるため。</p> <p>ア イベント全参加者の把握</p> <p>イ イベントエリアを囲うフェンス等及び、入場時を管理するための出入口設置</p> <p>ウ ルールをお知らせするための警備員の増員</p> <p>(2) 本イベントの主なプログラムは、日かげの少ない河川敷での自然体験であり、マスク着用による熱中症の危険性があるため。</p> <p>(3) ルールを守らない来場者への注意、退場措置時のトラブル発生などが懸念されるため。</p> <p>(4) 感染リスクが高い飲食を中止し、規模を縮小しての開催も検討したが、来場者の満足度を著しく低下させる恐れがあるため。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>中止について、地元商店会などの関係団体、消防署などの関係機関へ丁寧に説明するとともに、手続きを速やかに行っていく。</p> <p>3 区民等への周知方法</p> <p>(1) あだち広報（9月10日号）</p> <p>(2) 区ホームページ掲載、SNS等（9月上旬）</p>
問題点 今後の方針	関係機関への説明及び手続きを速やかに行っていく。

建設委員会情報連絡

令和4年8月22日

件名	都営住宅の建替え等事業について																																										
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課																																										
内容	<p>東京都住宅政策本部より、都営住宅の建替え等の取組み状況について情報提供があったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和3年度着手の状況</p> <p>(1) 建替事業 (別図参照)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 60%;">団地名 (旧名称)</th> <th style="width: 30%;">工事区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>扇一丁目第4団地 (本木町第3アパート)</td> <td>2期/全2期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>鹿浜五丁目団地 (鹿浜五丁目アパート)</td> <td>1-1期A棟/ 全4期</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) エレベーター設置 (別図参照)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">記号</th> <th style="width: 30%;">団地名</th> <th style="width: 20%;">対象住棟 (設置数)</th> <th style="width: 40%;">工事状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>南花畑五丁目第2アパート</td> <td>11号棟 (1基)</td> <td>設置済み</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>花畑第6アパート</td> <td>3、4号棟 (計2基)</td> <td>設置済み</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 令和4年度着手の予定(見込みを含む)</p> <p>(1) 建替等事業 (別図参照)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 60%;">団地名 (旧名称)</th> <th style="width: 30%;">工事区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>南花畑四丁目団地 (花畑第3アパート)</td> <td>2-1期/ 全5期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>東保木間一丁目第2団地 (保木間第4アパート)</td> <td>1期/全4期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td>鹿浜五丁目団地 (鹿浜五丁目アパート)</td> <td>1-1期B棟/ 全4期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td>谷在家三丁目団地 (谷在家アパート)</td> <td>1期/全3期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦</td> <td>舎人六丁目団地 (舎人町アパート)</td> <td>1期/全5期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧</td> <td>(上沼田第2アパート/撤去後の土地利用未定)</td> <td>撤去団地</td> </tr> </tbody> </table>	番号	団地名 (旧名称)	工事区分	①	扇一丁目第4団地 (本木町第3アパート)	2期/全2期	②	鹿浜五丁目団地 (鹿浜五丁目アパート)	1-1期A棟/ 全4期	記号	団地名	対象住棟 (設置数)	工事状況	A	南花畑五丁目第2アパート	11号棟 (1基)	設置済み	B	花畑第6アパート	3、4号棟 (計2基)	設置済み	番号	団地名 (旧名称)	工事区分	③	南花畑四丁目団地 (花畑第3アパート)	2-1期/ 全5期	④	東保木間一丁目第2団地 (保木間第4アパート)	1期/全4期	⑤	鹿浜五丁目団地 (鹿浜五丁目アパート)	1-1期B棟/ 全4期	⑥	谷在家三丁目団地 (谷在家アパート)	1期/全3期	⑦	舎人六丁目団地 (舎人町アパート)	1期/全5期	⑧	(上沼田第2アパート/撤去後の土地利用未定)	撤去団地
番号	団地名 (旧名称)	工事区分																																									
①	扇一丁目第4団地 (本木町第3アパート)	2期/全2期																																									
②	鹿浜五丁目団地 (鹿浜五丁目アパート)	1-1期A棟/ 全4期																																									
記号	団地名	対象住棟 (設置数)	工事状況																																								
A	南花畑五丁目第2アパート	11号棟 (1基)	設置済み																																								
B	花畑第6アパート	3、4号棟 (計2基)	設置済み																																								
番号	団地名 (旧名称)	工事区分																																									
③	南花畑四丁目団地 (花畑第3アパート)	2-1期/ 全5期																																									
④	東保木間一丁目第2団地 (保木間第4アパート)	1期/全4期																																									
⑤	鹿浜五丁目団地 (鹿浜五丁目アパート)	1-1期B棟/ 全4期																																									
⑥	谷在家三丁目団地 (谷在家アパート)	1期/全3期																																									
⑦	舎人六丁目団地 (舎人町アパート)	1期/全5期																																									
⑧	(上沼田第2アパート/撤去後の土地利用未定)	撤去団地																																									

(2) エレベーター設置予定 (別図参照)

記号	団地名	対象住棟 (設置数)
C	江北二丁目第2アパート	2号棟 (1基)
D	伊興町本町アパート	1号棟 (1基)

【別図】 令和3年度・4年度建替等着手団地 位置図



《 団地・アパート名 凡例 》

● 建替団地	白 枠 令和3年度着手
× 撤去団地	網掛枠 令和4年度着手 (予定)
○ エレベーター設置団地	白抜枠 令和4年度撤去 (予定)

問題点
今後の方針

- 令和4年度協議の建替え等の計画について、東京都及び足立区の関係所管と調整を行い円滑な事業推進を図る。
- 建替都区協議においては、都営住宅の適正配置を図るとともに、区のまちづくりに貢献するよう創出用地の活用等について検討する。